

**【表紙】**

**【発行登録追補書類番号】**

28 - 関東43 - 6

**【提出書類】**

発行登録追補書類

**【提出先】**

関東財務局長

**【提出日】**

平成29年10月17日

**【会社名】**

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

**【英訳名】**

Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

**【代表者の役職氏名】**

代表執行役社長 平野 信行

**【本店の所在の場所】**

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

**【電話番号】**

(03) 3240 - 8111 (代表)



Vertical line on the left side of the page.

Vertical line in the middle of the page.

Vertical line on the right side of the page.





Vertical line on the left side of the page.

Vertical line on the right side of the page.



--	--




(4)





「損失吸収証券」とは、当社の自己資本比率規制におけるその他Tier 1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に該当するもの（本社債を除く。）をいい、特別目的会社等の発行するものを含む。

本号 において「債務免除日」とは、損失吸収事由が発生した日後15銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する日をいう。

「免除等」とは、元本の金額の支払義務の免除その他の方法による元金の削減をいう。

E03606)













	<p>(4) 本項第 2 号または第 3 号に従い本社債の利息を計算する場合において、直前の支払期日後その次の支払期日まで</p>
--	---

(6) 任意利払停止



「劣後証券」とは、当社の債務で利息に係る権利について本項第6号または第7号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの（ただし、特別目的会社等がその債権者であるものを除く。）、および特別目的会社等の資本調達手段で配当または利息に係る権利について本項第6号または第7号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたものをいう。

- (8) 本項第6号または第7号にもとづき支払期日に支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当社の本社債にもとづく当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅するものとする。
- (9) 当社は、本項第6号または第7号にもとづき支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第6号の場合については当社が支払を行わないこととした本社債の利息の金額、第7号の場合については行行儻堯莫退息の金額わ儻堯

--	--





(4) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）  
または資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事  
由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続







「元金回復事由」とは、当社が、銀行法その他適用ある法令および自己資本比率規制に従い、本社債および元金回復型損失吸収証券（下記に定義する。）について本号またはその条件に従い元金回復がなされた

(6)



5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）		









(7) 本社債の劣後性および当社子会社の債務に対する構造劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合には、本社債にもとづく元利金の支払は、当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権が、その全額につき弁済その他の方法で満













## 5 . 市場業務に伴うリスク

8. 当社グループのビジネス戦略が奏功しないリスク





## 18. 競争に伴うリスク

金融業界では、地域金融機関の統合・再編の進展、ICT (Information and Communication

E03606)





23. 退職給付債務に係るリスク

当社グループの年金資産の時価及び運用利回りが下落・低下した場合、予定給付債務を計算する前提となる保険